

労務通信

2017.8月号

「求人票の記載内容」と「実際の労働条件」の相違の実態！



◆「賃金」に関する相違が最多

先月初めに厚生労働省から「ハローワークにおける求人票の記載内容と実際の労働条件の相違に係る申出等の件数（平成 28 年度）」が発表されました。

これによると、平成 28 年度における申出・苦情等の件数は 9,299 件（前年度 10,937 件）となり、内容別の件数は以下の通りとなっています。

【内容別件数】

- ・賃金：28%（前年度 24%）
- ・就業時間：21%（同 19%）
- ・職種・仕事の内容：14%（同 13%）
- ・選考方法・応募書類：11%（同 12%）
- ・休日：10%（同 9%）
- ・雇用形態：8%（同 7%）
- ・社会保険・労働保険：7%（同 7%）

◆「求人条件と実際の労働条件が異なる」場合の対応状況

ハローワークでは、求人を受理する際に、原則として対面で求人条件を点検するなど、求人内容の適法性・正確性の確認に努めているほか、採用結果の確認時に相違がある旨の報告を受けた場合は、事実を確認し、必要に応じて是正指導等を実施しています。

そして、求職者から「求人条件と実際の労働条件が異なる」といった相談があった場合には、迅速な事実確認と必要な是正指導を行うほか、法違反のおそれなどがある場合は以下の対応を行っているとのこと。

【対応状況の内訳】

- ・求人票の内容を変更：982 件（27%）
- ・職業紹介の一時保留：330 件（9%）
- ・求人取消：311 件（9%）
- ・求人票に合わせ労働条件を変更：196 件（5%）
- ・その他（求人票が無効等）…1,789 件（50 %）

◆要因別の件数は？

なお、相違についての要因別件数としては、「求人票の内容が実際と異なる」（39%）と「求人者の説明不足」（25%）で全体の3分の2程度を占めており、「言い分が異なる等により要因を特定できないもの」が10%で続いています。

法改正情報

◆改正育児法により、育児休業期間が延長されます！（平成29年10月1日より）

「改正育児・介護休業法」が10月1日より施行されます。今回の改正により、保育園などに入れない場合の育児休業期間が最長2歳まで延長可能となりました。

現在の育児休業期間は、原則、子が1歳になるまでですが、保育園に入れないなどの場合は1歳6カ月まで延長することができます。それが今回の改正により、1歳6カ月までの育児休業を取得してもなお、**雇用継続のために、子が1歳6カ月に達した後に休業することが必要と認められる特別の事情があるとき**は、従業員から申し出ることにより、最長2歳に達するまで再延長することが可能となりました。

延長が認められるのは、保育園へ入ることができない場合だけでなく、子の養育を行っている配偶者が病気等により子を養育することが困難になった場合なども対象です。

なお、今回の改正に伴い、育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。

事務所よりひとこと

◆夏に発生するうつ病、「夏うつ」ご存知ですか？

季節性のうつ病として、「冬うつ」という言葉があります。これは、日照不足により、体内で生成されるセロトニンの量が減ることで起こると言われており、秋から冬にかけてうつ症状が出現するものだそうです。しかし近年、季節性のうつ病には、夏場に発生する「夏うつ」も存在すると言われるようになってきました。

夏うつは、5月から9月に発症することが多く、涼しくなるにつれて症状は改善されていきます。主な症状は、食欲低下や不眠などの不調のため、「夏バテ」と誤解されることもあり、本人も周囲も気づきにくいのですが、夏バテとは異なり、気分の落ち込みや不安感などの精神的な不調を伴うことが特徴です。

夏うつの原因には、**日光の浴び過ぎ、室温の設定、栄養の偏り、就寝前のパソコン等の作業**などがあります。大事な社員が「夏うつ」に罹患しないために、職場でできる「夏うつ対策」をご紹介します。

- 日中の外出をなるべく避ける（日光によって疲労感が増す可能性があります）
- 冷房も適宜利用する（無理に暑さを我慢するのはやめましょう）
- 早めに専門病院の受診につなげる（少しでも調子がおかしいと思ったら、受診を勧めましょう）

『夏バテが長引いているだけだ・・・』くらいの認識でいたら、大変なことになりますよ。適切な処置を受けることで不調が改善され、早期回復に結びつきます。